

国勢調査にご協力ください！

9月20日から、調査員が市内の全ての世帯に調査書類を配布していますので、回答にご協力ください。

☎10月1日現在、日本国内に住む全ての人(外国人を含む)と世帯

▽回答方法 インターネット、郵送

限10月8日(水)

☎稲城市国勢調査コールセンター ☎0120・461・026受付時間11午前9時～午後7時(土・日曜日、祝日は午前9時～午後5時)、10月20日(月)まで

ご利用ください
インターネット回答支援ブース

支援スタッフがオンライン回答を手伝います。利用の際は調査票に同封の「インターネット回答依頼書」を必ず持参してください。

☎10月7日(火)・8日(水) 時午前9時30分～午後4時

意見を募集します 第二次稲城市 スポーツ推進計画(素案)

市では、スポーツ推進計画の改定作業を進めています。市民アンケートや策定委員会等での議論を踏まえ、取りまとめた素案に対する意見を募集します。

☎市内在住・在勤・在学の方

▷縦覧・募集期間 10月10日(金)～23日(木)
▷縦覧場所 スポーツ推進課、市役所1階行政情報コーナー、平尾・若葉台出張所、各文化センター、野村不動産いなぎアリーナ(総合体育館)、稲城長峰ヴェルディフィールド、中央図書館、地域振興プラザ、市☎(右記参照)

☎市☎内申込フォーム、メール、窓口、郵送、ファクス

※応募用紙は、各縦覧場所・市☎で入手可

※口頭での意見は受け付けません。

☎☎スポーツ推進課スポーツ推進係 ☎sports@city.inagi.lg.jp



多摩中央警察署 からのお知らせ

警察官を名乗る詐欺に注意！

があり、「あなたの口座が犯罪に利用されている」「あなたは逮捕される」と言って、通話の他にSNSやビデオ通話に誘導します。振り込みの際にインターネットバンキングを利用させたり、暗号資産取引口座に振り込ませるケースもありますので注意が必要です。

国際電話番号による特殊詐欺が急増中！
被害に遭わないために、国際電話番号からの着信を受けないための対策をしましょう。海外との電話が不要な方は、国際電話不取扱受付センター(☎0120・210・361)に申し込むと無償で休止できます。多摩中央警察署にも申込用紙

☎稲城若葉台郵便局(若葉台2の4の3)
☎東京都国勢調査実施本部広報渉外担当 ☎03・5321・1111

多摩稲城市民 防犯のつどい

全国地域安全運動の一環として、「多摩稲城市民防犯のつどい」を開催します。

☎10月10日(金)

時午後1時15分～4時(開場11午後0時45分)

☎パルテノン多摩小ホール(多摩市落合2の35)

※入場無料・自由席

☎式典・ボランティア結成

式・安全安心まちづくり宣言

○防犯講演(地域力で特殊詐欺を撲滅しましょう)

○歌謡(徳永ゆうき氏)

☎多摩中央警察署・多摩稲城防犯協会

▽後援 稲城市・多摩市

☎多摩稲城防犯協会 ☎042・337・0019

10月11日～20日は全国地域安全運動

「守ろうよわたしの好きな

がありますので、ご相談ください。

☎多摩中央警察署生活安全課防犯係 ☎042・375・0110

防犯パトロールに 「活用ください」 青色防犯 パトロール車

街だから」をテーマに全国地域安全運動を実施します。
▽重点目標
○特殊詐欺、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の被害防止
○子どもと女性の犯罪被害防止
○悪質な訪問業者対策の推進
○自転車盗の被害防止
☎総務契約課総務係

青色防犯パトロール車(通称「青パト」とは、青色回転灯を

装備する自動車です。青パト

を活用した防犯活動は、青色

回転灯の点灯や防犯メロディ

等により、犯罪者に対して「見

られているのではないか」とい

う危機感を抱かせ、犯罪抑止

効果が期待される活動の一つ

となっています。

市では、防犯活動を実施す

る個人・団体に対し青パトの

貸し出しを行っています。自

治会等で行うパトロールの際

に、市の青パトを活用してみ

ませんか。

☎申込フォーム(下

記参照)

☎総務契約課総務係



▲青色防犯パトロール車

公表します 稲城市の財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和6年度決算に関する財政指標である健全化判断比率と資金不足比率を公表します。詳細は市☎をご覧ください。

☎財政課財政係

稲城市の財政状況

健全化判断比率

地方公共団体が財政破綻しないよう、早期に是正措置を促すために設定された、財政状況の注意範囲、危険範囲を示したもので、財政状況を判断する指標のひとつです。いずれの指標も基準内に収まっています(表1参照)。

表1

指標	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計等に赤字が生じた場合、その赤字額を標準財政規模(一般財源[主に市税等]の標準的な大きさ)と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど、財政状況が悪化していることになります。	非該当※ (△4.94%)	12.49%	20.00%
連結実質赤字比率 市全体でどれくらい資金が不足しているのかを把握するため、市の全ての会計の赤字額と黒字額の合計額を標準財政規模と比較して指標化したものです。一般会計が黒字でも、別の会計に赤字が多ければ、市全体としては財政状況が良いとは言えません。	非該当※ (△9.83%)	17.49%	30.00%
実質公債費比率 単年度の借入金返済額と標準財政規模を基本とした額を比較して指標化したものです(過去3年間の平均値)。この比率が高くなるほど、市税等に占める借入金返済額の割合が高く、財政の弾力性が低下していることになります。	4.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率 借入金や将来支払う可能性がある負担等の残高と標準財政規模を基本とした額を比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど、財政規模に比べて将来の負担額が過大であり、今後の財政運営を圧迫する可能性があります。	15.7%	350.0%	

※実質収支が黒字であるため、この比率には該当しません。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載しています。

公営企業の経営状況

資金不足比率

公営企業ごとに算定するもので、資金不足額を事業規模と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど、料金収入等によって資金不足を解消することが難しくなり、経営状況に問題があることになります(表2参照)。

表2

事業名	令和6年度	経営健全化基準
病院事業会計	非該当※(△1.0%)	20.0%
下水道事業会計	非該当※(△64.4%)	

※いずれの事業も資金不足が生じていないため、この比率には該当しません。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載しています。

用語解説

早期健全化基準

財政状況の注意範囲(イエローゾーン)を示す基準値です。4つの比率のうち1つでもこの基準値を超えた場合は、市議会の議決を経たうえで「財政健全化計画」を策定し、財政再建に取り組む必要があります。

財政再生基準

財政状況の危険範囲(レッドゾーン)を示す基準値です。将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでもこの基準値を超えた場合、市は財政破綻状態にあり、市議会の議決を経たうえで「財政再生計画」を策定し、国や都の関与のもとで市の再生作業に着手することになります。

経営健全化基準

公営企業ごとの財政状況の注意範囲(イエローゾーン)を示す基準値です。この基準値を超えた場合は、市議会の議決を経たうえで「経営健全化計画」を策定する必要があります。